

飼料を正しく使用して 安全な畜産物を生産しましょう！

- 食の安全を守ることは、生産者の基本的な責務であり、消費者との信頼関係を築くもととなります。
- 関係法令に違反した場合は、処罰の対象となります。

I 飼料は表示票を確認して使用しましょう

家畜の飼料は、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（飼料安全法）により、その使用や保存方法について定められていますので、家畜に給与する際には必ず表示票を確認しましょう。

飼料の表示（例）

飼料の名称 ○○印○○用配合飼料○○号
 飼料の種類 ○○用配合飼料
 製造年月 平成○○年○○月
 製造業者の氏名又は名称及び住所 ○○会社 熊本県○○市○○町○○番地
 製造事業所の名称及び所在地 ○○会社○○工場 熊本県○○市○○町○○番地
 対象家畜等 体重がおおむね30kg以内の子豚
 正味重量 ○○kg
 含有する飼料添加物の名称及び量 ○○○○ 20gカ価/トン
 原材料名

原材料の区分	配合割合	原材料名
穀類	70%	とうもろこし、マイロ、大麦
そうこう類	15%	ふすま、米ぬか
植物性油かす類	10%	大豆油かす
その他	5%	食塩、炭酸カルシウム 動物性油脂

注意

- 1 この飼料は、上記の対象家畜等に記載されているもの以外には使用できません。
- 2 この飼料は、食用を目的としてと殺する前7日間は使用できません。
- 3 この飼料の原材料に使用している動物性油脂は、確認済動物性油脂（反すう動物に由来するものを含む。）です。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかには使用しないこと（牛、めん羊、山羊及びしかに使用した場合には処罰の対象となるので注意すること。）
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及びしかを対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

II 飼料等の使用状況を記帳しましょう

飼料・農薬等の使用者は、**必要事項を帳簿に記載して保存**するよう努めることとなっています。

- 【根拠法令】
- 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」
(飼料を使用した年月日・場所、家畜等の種類、飼料の種類、名称、使用量)
 - 「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」
(使用した年月日・場所・農作物等、農薬の種類又は名称、使用量又は希釈倍数)

飼料を適正に給与してたにもかかわらず、万が一、出荷された畜産物から基準値を超える飼料添加物等が検出された場合において、必要事項を帳簿に記載していることが、法律を遵守している証明となります。

○記帳内容

飼料

購入履歴、給与計画、給与日誌
(購入伝票の保存でも可)

農薬

農薬使用記録台帳
(自給飼料生産のための除草剤・肥料、畜舎内で使用する殺虫剤・殺菌剤等も含む)

○保存期間

牛: 8年間 豚: 2年間 ブロイラー: 2年間 採卵鶏: 5年間 その他: 4年間

III 反すう動物用飼料とそれ以外の飼料を区分しましょう

わが国における**BSE(牛海綿状脳症)発生防止のための措置**ですので、**必ず守りましょう。**

A飼料

・・・牛、豚、鶏に使用可能

飼料等及びその原料のうち、農家において反すう動物(牛、めん羊、山羊及びしか)に給与される又はその可能性のあるものとして動物由来たん白質等が混入しないように取り扱われるもの。

B飼料

・・・豚、鶏に使用可能

飼料等及びその原料のうちA飼料以外のもの。

牛はA飼料のみ使用可能です。

- 飼料の受入れ・保管・給与は、A飼料とB飼料でそれぞれ専用の器具・容器・保管場所が必要です。
- 器具・容器・保管施設等は、人為的ミスによる交差汚染が起こらないよう、色分けや対象家畜の表示を各自で行いましょう。
- 豚・鶏用の飼料(B飼料)は、牛に給与しないでください。
- ペット用のえさが、牛の飼料に混入しないように注意しましょう。

飼料製造事業場や販売事業場等の関係業者に対しては、A飼料、B飼料の取扱いが適切に行われているか、国(独立行政法人農林水産消費安全技術センター)と県が監視指導を行っています。

IV 抗菌性飼料添加物を飼料に添加する場合

○飼料安全法では、抗生物質などの抗菌性飼料添加物が入った飼料について厳しく使用が規制されています。

○指定されていない抗菌性飼料添加物を飼料に添加することは法で規制されています。

○生産された畜産物は、集荷・流通・販売の段階で抗菌性飼料添加物の残留検査が実施されます。不適切な使用等により残留が確認された場合には、公表及び出荷停止の対象となり、消費者の信頼を損なうこととなります。

抗菌性飼料添加物の残留がない畜産物を生産するために、次のことに注意してください。

1 使用制限

以下の家畜には、抗菌性飼料添加物が入った飼料は使用できません。

搾乳中の牛、産卵中の鶏・うずら

食用を目的として、と殺（出荷）する前7日間の牛、豚、鶏、うずら

※ サリノマイシナトリウム、モネンシナトリウム及びラサロシドナトリウムを使用する生後概ね6ヶ月齢以降の肥育牛を除く。

2 抗菌性飼料添加物が含まれる飼料の使用の注意

抗菌性飼料添加物は対象家畜毎にその給与期間が細かく定められていますので、期間が過ぎるまでに確実に切り換えてください。対象飼料は以下のように分類されます。

●牛用	ほ乳期用：生後おおむね3ヶ月以内 幼齢期用：生後おおむね3ヶ月を超え6ヶ月以内 肥育期用：生後おおむね6ヶ月を超えた肥育牛（搾乳中のものを除く）
●豚用	ほ乳期用：体重がおおむね30kg以内 子豚期用：体重がおおむね30kgを超え70kg以内 （種豚育成中のものを除く）
●鶏用 （ブロイラー除く）	幼すう用：ふ化後おおむね4週間以内 中すう用：ふ化後おおむね4週間を超え10週間以内
●ブロイラー用	前期用：ふ化後おおむね3週間以内 後期用：ふ化後おおむね3週間を超え食用としてと殺する前7日まで

3 飼料添加剤（動物用医薬品）と飼料添加物

○飼料添加剤（動物用医薬品）

動物の病気の治療を目的とするもので、動物用医薬品に該当し、獣医師の指示に従って使用しなければなりません。

○飼料添加物

飼料の品質低下を防いだり、有効成分を補給したり、栄養成分の利用を目的とするものです。抗生物質を含む抗菌性飼料添加物を飼料に添加する場合、飼料製造管理者の設置が必要で、農林水産大臣に届出なければなりません。

自家配合であっても、飼料製造管理者の設置及び届出が必要です。

V 粗飼料の使用にかかる注意事項について

1 粗飼料を生産する場合

- 農薬は、登録のある農薬を使用基準に従って使用しましょう。
- 稲わら、稲WCS及び粃米についても農薬等の基準がありますので注意してください。

2 粗飼料を購入する場合

- 粗飼料を購入する場合には、残留農薬等の情報を、販売（又は輸入）業者に確認しましょう。

3 輸入粗飼料等の注意

- 輸入ストローには牛に中毒を起こす毒素（エンドファイト）が含まれている場合があります。給与に際しては、輸入ストローだけでなく、自給飼料や稲わら等の複数の種類の粗飼料を使いましょう。

4 古畳再生わらに注意

- 古畳をほぐしたわらには、有機塩素系殺虫剤等が残留しているおそれがありますので、給与しないでください。

5 異物の混入

- 牧草などの粗飼料には、動物の死骸などの異物が混入している場合があります。牛への動物性タンパク質の給与は禁じられていますので、給与する前には粗飼料に異物が混入していないか確認しましょう。
- 購入粗飼料で異物混入を発見した場合は、その都度、販売業者に報告しましょう。

6 カビの発生や腐敗の防止

- 粗飼料のカビの発生や腐敗を防ぐため、適切に調製・保管をしましょう。また、カビ等の発生した粗飼料は極力取り除き家畜に給与しましょう。

VI 飼料安全法にかかる届出について

- 飼料安全法（第50条）において、飼料又は飼料添加物の製造業者及び輸入業者は、農林水産大臣に届け出ることが義務付けられています。
- これに従わず、無届で営業した場合、法律による罰則の対象となります。
- なお、自ら生産した農産物を飼料として販売する者は対象外ですが、サイレージ等に調製して不特定の畜産農家へ販売する場合は飼料製造業者の届出が必要です。
- 届出書の様式や記入例を県のホームページに掲載しています。
https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_15273.html

詳しいお問い合わせは、

- 熊本県農林水産部生産経営局畜産課 草地飼料班
TEL : 096-333-2399（直通） FAX : 096-381-7611
- 各広域本部・各広域本部地域振興局（農業普及・振興課）
- 各家畜保健衛生所